# 第三者評価について

### 第三者評価制度の目的

福祉サービス第三者評価制度の目的は、次の2点です。

- 1.評価作業の過程や評価結果を通じて、事業者が自らサービスの質の向上への取り組むを促進すること。
- 2.評価結果を広く公表することにより、利用者がサービスの選択をする際の目安となる情報提供とすること。

#### 評価項目の体系

福祉サービス第三者評価では、機構が共通評価項目を定めて、評価結果を比較できるようにしています。

#### ○事業評価

8つのカテゴリーに分かれた共通評価項目により、評価を行います。

- 1 リーダーシップと意思決定 5 職員と組織の能力向上
- 2 経営における社会的責任 6 サービス提供のプロセス
- 3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用 7 情報の保護・共有
- 4 計画の策定と着実な実行 8 1~7に関する活動成果

## ・組織マネジメント (全サービス共通)

カテゴリー $1 \sim 5$ 、7は、組織を運営していくために重要な項目を評価します。

カテゴリー8は、各カテゴリーにおける直近1年間の向上・改善状況を評価します。

## ・サービス項目 (サービスごと)

カテゴリー6は、サービスを提供していくために重要な項目を評価します。

6つのサブカテゴリーに分かれ、「サービス提供のプロセス」と「サービスの実施」について評価します。

- 6-1 サービス情報の提供 6-4 サービスの実施
- 6-2 サービス開始・終了時の対応 6-5 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重
- 6-3 個別状況に応じた計画策定・記録 6-6 事業所業務の標準化

#### ○利用者調査 (サービスごと)

フレームとして、「サービスの提供」「利用者個人の尊重」「個別の計画」「利用前の対応」「不満・要望への対応」を設定しています。

「サービスの提供」の調査項目は、サービスごとの設問になっています。他のフレームの調査項目は、全サービスに共通的な設問になっています。

#### 評点基準と評点、講評

## ○カテゴリー1~7

各評価項目に属する標準項目について、実施が確認できたもの(満たしているもの)を●実施が確認できないもの(満たして いないもの)を○で表し、それらを並べたものが評点です。

なお、標準項目を確認できた(満たしている)とすることができるのは、次のすべてを充足した場合です。

- ア 事業者が当該事項を実施していること
- イ その実施が継続的(必要性を認識し、計画的)であること
- ウ その根拠が示せること

# ○カテゴリー 8

カテゴリー8は、評点を設定していませんが、各評価項目ごとに、事業者の取り組み状況及び活動成果に応じて、次のいずれかの標語を表すことにしています。

- ・改善に向けた計画的な取り組みが行われており、成果として現れている
- ・改善に向けた計画的な取り組みが行われているが、成果としては現れていない
- ・改善に向けた計画的な取り組みが行われていない